

小規模保育園  
いろいろのしおり  
(重要事項説明書)



社会福祉法人 ちとせ交友会

小規模保育園 いろいろ

〒704-8176 岡山市東区中川町393-1

TEL 086-944-0800

1. 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 ちとせ交友会
代表者氏名	理事長 山口 哲史
法人の所在地	東京都千代田区二番町7-5
法人の電話番号	03-3222-3255
法人理念	<p>Home-</p> <p>ここに集い ここに育み</p> <p>そして ここから はばたく</p> <p>ちとせ交友会は かかわる すべての人にとって 心安らぐ場所</p> <p>Homeでありたい</p> 

2. 当園の概要

施設の種別	小規模型事業所内保育事業										
施設の名称	小規模保育園 いろいろ										
所在地	岡山市東区中川町393-1										
認可年月日	平成31年4月1日										
電話番号	086-944-0800										
管理者名	園長 森 裕美子										
利用定員 (年齢別)	<table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3号</td> <td>2歳児</td> <td>3号</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3号</td> <td>6名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	0歳児	3号	2歳児	3号	7名	1歳児	3号	6名		
0歳児	3号	2歳児	3号	7名							
1歳児	3号	6名									

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	法人理念に基づき、子ども達が日中を過ごす第二の家～Home～を目指し、子ども・保護者・地域の方の心安らぐ憩いの場となるように、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの保育園の運営をしていきます。また、保育所運営実績を生かして、ピアジェの構成論の理論に基づいた保育カリキュラムを行いながら、無理なく子どもの発達を促していけるような質の高い幼児教育を提供して行きます。
運営方針・保育方針	ゆきとどいた安全な環境と、家庭的なぬくもりの中でひとりひとりの子どもを大切に、健康で明るく思いやりのある自律性を持った子どもの育成をします。
目指す子供の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生き生きとし、元気に遊べる子</li> <li>・ 友達としっかり関わり、育ちあう子</li> <li>・ 自分で考え、行動する子</li> </ul>

4. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	月曜日～土曜日	
開園時間	午前7時～午後7時 ※土曜日は午後6時まで	
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日	
保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時	午後6時から午後7時 (月～金)
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後6時 午後6時から午後7時 (月～金)

\* 延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

5. 職員体制 令和6年4月1日

	常勤	常勤者の有資格者	非常勤	非常勤の有資格者	職務内容
園長	1人	1人			園の業務及び会計業務を統轄
保育従事者	7人	7人	1人	1人	保育に従事し、その計画の立案実施、記録及び家庭連絡等の業務

## 6. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告141）に基づき、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 満三歳未満保育認定地域型保育（第16条に規定する時間において定期用する保育をいう。）
- ② 養護と教育の一体的な提供  
保育士等は子どもひとりひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

## 7. 保育料と支払方法

### ① 基本保育料

支給認定を受けた市町村が定める保育料を、当園にお支払いいただきます。毎月15日頃に集金袋を配布いたしますので、現金で事務所までお支払ください。

### ② 延長保育料・実費徴収

別表に掲げる費用を負担していただきます。毎月15日頃に集金袋を配布いたしますので、現金で事務所までお支払ください。

## 8. 給食等について

### ① 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため安心して食べられ生涯にわたっての丈夫な体づくりに努める給食提供を目指します。

### ② 食事の提供方法

搬入

### ③ 食事の提供日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。  
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。  
献立表は、毎月、掲示します。  
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	

### ④ 食物アレルギー対応

食物アレルギーなどで給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は医師による生活管理指導書の提出が必要です。ご相談の上、除去食に対応致しますがアレルギーの状況によっては家庭から持参して頂く場合もございます。あらかじめご了承ください。

### ⑤ 衛生管理等

大量調理施設衛生管理マニュアル基準に沿った衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理を行い日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底して行きます。

## 9. 利用の開始

当園では、岡山市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 10. 利用の終了

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- ② 保育所の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11. 保護者との連絡

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳（0歳児クラス）、掲示板を活用します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせするため適宜、園だよりを発行します。その他、連絡事項は、プリントの配布や掲示を行いますので、ご確認ください。配布物は、連絡ホルダーに挟んで配布いたします。

## 12. 当園の利用に際し留意していただきたいこと

### ① 欠席する場合又は登園の時間が送れる場合

9時からクラス活動が始まりますので、登園は9時まででお願いします。当日に欠席の連絡をする場合または登園が送れる場合は、その日の登園予定時刻までにメールまたは電話でご連絡願います。

(E-mail : クラス、名前、欠席・遅刻の理由を入れて下さい。)

### ② お迎えが遅れる場合・お迎えの方が変更になる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、延長開始時間までにご連絡願います。また、お迎えに来られる方が変更になる場合には、あらかじめご連絡をお願いします。

### ③ 毎朝の体温等の確認

登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。熱が37.5度以上ある場合は登園を控えてください。また、前夜発熱したなど普段と違う様子があった時には、担任や当番の職員にお伝えください。

### ④ 発熱・下痢をしている場合について

在園中に熱が38度以上ある場合、また下痢が3回続いた場合には、ご連絡を致しますのでお迎えをお願いします。

### ⑤ 感染症について

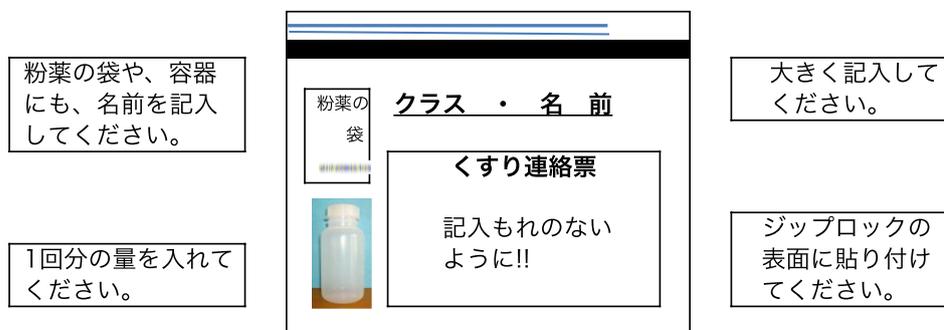
麻疹（はしか）・百日咳・水疱・流行性耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園をする場合は医師発行の「証明書」を提出してください。証明書の必要な病気については、この冊子の「感染症一覧」をご覧ください。

### ⑥ 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。主治医の先生に保育所での薬の投与を朝夕2回に変えて頂くようお願いしてください。どうしても昼食後の投与が必要な方に限り、与薬をさせていただきます。薬のお預かりは、当番の職員がお預かりし、薬の保管は事務所でを行います。当番時間以外には、事務所の職員が受け取りますので事務所にお持ちください。

**(職員の受け取りサインが必要なので、必ず手渡しをしてください。)**

薬は、園長が与薬します。薬は事務所にある「くすり連絡票」に明記の上、透明のジップロックの表面に貼り付け、1回分の量だけを容器に入れてお持ちください。**ジップロック、粉薬の袋、薬の容器、袋にも大きく名前を書いてください。また土曜日の薬のお預かりは出来ませんのでご了承ください。**



### ⑦ 土曜日保育について

基本的に土曜日の保育は、保護者の方がお仕事の方のみとさせていただきます。保育所の職員も週40時間労働で働いておりますので、土曜日に交代でお休みを頂き、当番による保育を行ってまいりますので、保育を希望される方は、あらかじめ、申込用紙の記入（前月10日までに）をお願いします。

### ⑧ 駐車場について

朝夕の送迎の車は、保育所前の駐車場に止めてください。駐車場混雑回避の為、長時間の駐車はご遠慮ください。マナーを守って、限りあるスペースを気持ちよく利用できます様にご協力をお願いします。また、駐車場での事故は、一切の責任を追いません。

### ⑨ 持ち物の記名について

衣類・持ち物には、すべて名前を書いてください。持ち主がわからないものは、一定期間掲示した後処分いたします。

### 13. 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に園児の受入先が確保されるように次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

#### ① 連携内容

- ・園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- ・代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することが出来ない場合に当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ・当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

#### ② 連携施設

##### 1) ちとせ認定こども園

運営主体	社会福祉法人 ちとせ交友会
所在地	岡山市東区益野町40番地
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供 ・当園における保育提供終了後の継続的な受入
電話番号	086-942-6145

##### 2) こども園 城東チャイルドセンター

運営主体	社会福祉法人 ちとせ交友会
所在地	岡山市中区長利194-1
連携内容	・代替保育の提供 ・当園における保育提供終了後の継続的な受入
電話番号	086-278-8500

##### 3) グリーン長利こども園

運営主体	社会福祉法人 ちとせ交友会
所在地	岡山市中区長利274-1
連携内容	・代替保育の提供 ・当園における保育提供終了後の継続的な受入
電話番号	086-208-6177

##### 4) カナダこども園

運営主体	社会福祉法人 ちとせ交友会
所在地	岡山市東区金田1127-1
連携内容	・代替保育の提供 ・当園における保育提供終了後の継続的な受入
電話番号	086-948-2777

##### 5) 古都こども園

運営主体	社会福祉法人 ちとせ交友会
所在地	岡山市東区古都宿453-1
連携内容	・代替保育の提供 ・当園における保育提供終了後の継続的な受け入れ
電話番号	086-278-8500

※ 当園の卒園後、保育園（当園連携施設を含む）への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果ご希望の保育園に入園できない場合もありますので、ご了承ください。

### 14. 健康診断等について

#### ① 健康診断・歯科検診

嘱託医により、内科検診を年2回、歯科検診を年1回行います。結果については、児童票に記載し、保護者の方にお伝えします。

#### ② 身体測定

月に1回、身長・体重の測定を行います。結果については、児童票及び出席ノートに記載します。

※乳幼児の日頃の様子で、ご心配なことがありましたらご相談下さい。

### 15. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### < 内科 >

医療機関の名称	野口医院
医院長名又は医師	曾我 まゆみ
職務	園児の健康診断等の業務
所在地	岡山市東区可知2丁目3-18
電話	086-943-5131

#### < 歯科 >

医療機関の名称	きしもと歯科クリニック
医院長名又は医師	岸本 健二
職務	歯科検診等の業務
所在地	岡山市東区可知1丁目62-9
電話	086-943-2001

### 16. 緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のとき「一斉メール配信システム」で配信いたしますので、必ず登録をお願いいたします。また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、救急車を手配するなどしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

#### < 外科 >

医療機関の名称	城本クリニック
所在地	岡山市東区松新町65-4
電話	086-942-7688

医療機関の名称	岡山済生会総合病院
所在地	岡山市北区国体町2番25号
電話	086-252-2211

#### < 救急 >

医療機関の名称	岡山赤十字病院
所在地	岡山市北区青江2丁目1番1号
電話	086-222-8811

### 17. 非常災害時の対策

避難訓練	火災もしくは地震を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯及び誘導設備	非常警報装置
避難場所	第1避難場所：園庭 第2避難場所：可知小学校		

### 18. 保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険の種類	ほいくのお守り（介護保険・社会福祉事業者総合保険）
保険の支払い限度	対人 300,000千円/人 2,000,000千円/事故 財物 3,000千円/事故 施設所有管理 30,000千円/事故
保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	学校契約団体傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 1名につき5000千円 入院日額 1名につき3,000円 通院日額 1名につき2,000円

## 19.要望・苦情申出窓口

受付担当者	保育士 尾上 幸子 小規模保育園いるいる 944-0800
解決責任者	園長 森 裕美子
第三者委員	高本 正志 943-2773
	物部 香苗 943-7142

## 20.虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

### 21. 共同保育について

当園は、岡山市内で運営する同法人の子ども・子育て支援新制度の確認を受けた園と相互の共同保育を実施するものとします。

各園利用児に対し、12月29日から1月3日、及びお盆期間（8月13日から15日）及び緊急時（災害の発生時等）、毎週土曜日（祝祭日を除く）、及び利用園児が少ない場合は、相互に保育を提供します。

## 個人情報取り扱いについて

- ◇提出していただく書類及びその内容に関する個人情報につきましては、保育以外には利用いたしません。
- ◇保育を行うにあたり、下駄箱やロッカー、作品などに名前や写真を掲示することがありますのでご了承ください。
- ◇園での行事については、保護者の方に写真・ビデオ撮影を認めてまいりますが、個人情報保護の趣旨に沿い、記録した写真・ビデオの取り扱いは慎重に願います。
- ◇保護者の方への販売を目的として、行事や保育所生活などの写真・ビデオ撮影を業者に委託することがあります。特別な事情により撮影を希望されない場合は、お申し出ください。

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
レンタルおしぼり代	3号認定を受けた子どもに係るレンタルおしぼり代（0・1歳児クラス）として	月額 500円
日本スポーツ振興センター 共済給付負担金	3号認定を受けた子供に係る共済給付負担金として	年額 240円
帽子代ノート代	帽子・出席ノート代	実費（別紙）
かばん代	通園バック代	実費（別紙）
用品代	のり・クレパス・粘土・作品収納袋 防災ずきん等	実費（別紙）
行事費	行事等に係る費用として	月額 500円
写真代	行事写真やクラス写真、終了写真代として	1枚 50円～500円
絵本代	クラスで使用する個人絵本代として （1歳児クラス以上）	月額 350円～500円

エプロン・お道具箱に入れるものは、お家で使われているものでかまいません。

上記の支払を受けた場合は、領収書を発行します。

## 感染症一覧

以下の感染症は出席停止です。

登園には、医師からの証明が必要です。

種 別	病 名
第1種	エボラ出血熱 ・ クリミヤ ・ コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ ペス ト ・ 南米出血熱 マールブルク病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎 ・ ジフテリア 重症急性呼吸器症候群※ 1 中東呼吸器症候群※ 2 及び特定鳥インフルエンザ※ 3
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 ・ 麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ・ 風疹 (三日ばしか) ・ 水痘 (水ぼうそう) ・ 咽頭結膜炎 ・ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 流行性結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 伝染性膿痂疹※ 4 その他の感染症

※ 1 . . . 病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※ 2 . . . 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

※ 3 . . . 病原体がH5N1及びH7N9であるものに限る。

※ 4 . . . 伝染性膿痂疹 (とびひ) は症状により、医師の判断を受ける。

伝染性紅斑 (りんご病) と手足口病は出席停止にならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から

第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、

上記の規定にかかわらず、第 1 種の感染症とみなす。

※ 上記以外の感染症については、主治医及び嘱託医とよく相談してください。

※ 上記の感染症が疑われる場合には、速やかなお迎えをお願い致します。



## 保育所での一日

	登園・降園	0・1・2歳児
7:00	開門・登園開始	自由遊び
8:00	順次登園	
9:00	登園終了	朝のグループタイム おやつ クラス全体での遊び
9:30		
10:00		
11:00		昼食 遊び
11:30		
12:00		
12:30		昼寝
13:00		
14:00		
15:00		おやつ 遊び
15:30		
16:00	降園準備	帰りのグループタイム
17:00	順次降園	
18:00		
19:00	降園終了	延長保育

の時間帯は延長保育料が加算されます。

## 服装について

## 0 ・ 1 ・ 2歳児

	0歳児	1歳児	2歳児
服装について	<p>《夏》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房を完備しております。活動の妨げにならない様 動きやすく、着脱のしやすい服装 汚れても構わない服装をお願いします。</li> <li>・ 自分で着脱しやすい様、ウエストがゴムのもの、柔らかい素材のものを お選びください。</li> <li>・ 活動の妨げになる為、身体にあったサイズのものを着用ください。</li> <li>・ 遊具に引っかかる等の危険がある為、フードの付いた服、チュニック、スカート、スカッツは避けてください。</li> <li>・ 這い這い開始頃よりロンパースを避け、上下別れた肌着、服装をお願いします。</li> </ul> <p>・ 例) 肌着 ・ Tシャツ ・ ズボン</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房を完備しております。</li> <li>・ 自分で着脱しやすい様、<b>ウエストがゴムのもの、柔らかい素材のものを</b>お選びください。</li> <li>・ 活動の妨げになる為、身体にあったサイズのものを着用ください。</li> <li>・ 遊具に引っかかる等の危険がある為、<b>フードの付いた服、チュニック、スカート、スカッツは避けて下さい。</b></li> </ul> <p>・ 肌着 ・ Tシャツ ・ ズボン</p>
	<p>《冬》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例) 肌着 ・ トレーナー ・ ズボン</li> <li>・ 戸外に出る際には、上着を着用します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肌着 ・ トレーナー ・ ズボン</li> <li>・ 戸外に出る際には、上着を着用します。</li> </ul>
着替えについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人用の着替えロッカーがあります。</li> <li>・ 紙オムツ、紙パンツ、パンツ、肌着、Tシャツ又はトレーナー、ズボンを数枚ずつ入れておいて下さい。</li> </ul>		
オムツについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙おしめで過ごします。トイレトレーニングを進めていき、個々の様子に合わせてトレーニングパンツやパンツに移行していきます。</li> </ul>		
食事用エプロンについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビニールエプロン 又は エプロンタオル (自分で着脱出来るよう、首元をゴムに付け替えるマジックテープのものを持たせて下さい。)</li> </ul>		



☆ 紙パンツ ・ 下着 ・ 靴下 ・ 衣服等、園に持って来る個人の持ち物には、すべてにはっきりと名前を記入して下さい。

## 小規模保育園 いろいろ 保護者会規約

- 第1条 この会は、小規模保育園いろいろ保護者会と称します。
- 第2条 この会は、事務所を岡山市東区中川町393-1 小規模保育園いろいろ内に置きます。
- 第3条 この会は、次のことを目的とします。  
園と園児の家庭との連絡を密にし、その協力によって子どもの健やかな成長と幸福をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような働きをします。  
1. 園の行事に協力し、園児の福祉を向上させます。  
2. 園の運営、改善、補助に協力し、これを万全なるように努めます。  
3. 会員相互の親睦向上の為に、講演、講習会、その他見学などを行います。
- 第5条 本会は、小規模保育園いろいろ園児の保護者、及び職員をもって組織します。
- 第6条 会員の半数以上が要求すれば、臨時総会を開くことができます。
- 第7条 この会の経費は、会費及び事業収入、寄付金をこれにあてます。
- 第8条 この会の会費は、1ヶ月 500円とします。本会は、会務会計を明らかにするために必要な帳簿を備えます。
- 付則 この会は、平成 31 年 4 月 1 日より実施します。

延長保育に係る利用者負担

【保育標準時間認定の延長保育料金】

曜日・時間帯	1回	月額上限
月～金曜日 18：00～19：00	500円/人	4、000円/人

【保育短時間認定の延長保育料金】

曜日・時間帯	1回	月額上限
月～土曜日 7：00～8：30	500円/人	4、000円/人
月～土曜日 16：30～18：00	500円/人	
月～金曜日 18：00～19：00	500円/人	4、000円/人

小規模保育園 いろいろ における重要事項に関する  
同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するにあたり、「小規模保育園 いろいろ 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模保育園 いろいろ  
園長 森 裕美子

私は、「小規模保育園 いろいろ 重要事項説明書」に基づいて小規模保育園 いろいろ から重要事項の説明を受け、同意しました。また、岡山市からの「保育利用決定通知書」に基づき小規模保育園 いろいろ の入所を確認したことを届け出します。

年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 : 印

児童からみた続柄 :